

三枝暁子著

『比叡山と室町幕府』

——寺社と武家の京都支配——

高谷知佳

一 本書の構成

本書は、著者の博士論文を中心に、二〇〇九年までの論考をまとめられた一書で、室町幕府と山門系寺社勢力（山門・祇園社・北野社）による京都支配の解明を主題とする。構成は以下の通りである。

序 山門系寺社勢力をめぐる研究史と本書の課題

第一部 南北朝期の山門・祇園社と室町幕府

第一章 山門・祇園社の本末関係と京都支配

第二章 室町幕府の成立と祇園社領主権

第二部 中世後期北野社の支配構造

第一章 北野祭と室町幕府

第二章 北野社西京七保神人の成立とその活動

第三章 戦国期北野社の関所

第三部 本末関係と中世身分制

第一章 中世寺社の公人について

第二章 中世大神人の存在形態

第四部 山門―幕府の京都支配

第一章 山門集会の特質とその変遷

第二章 室町幕府の京都支配

結 町共同体の成立 ——総括と展望

第一部では祇園社、第二部では北野社について、京都支配に関わる組織の全体像および山門・室町幕府との関係を明らかにし、第三部では第一部で扱った下部組織を題材に、中世の国家および社会構造における身分制のあり方について検討し、第四部では山門と室町幕府それぞれの京都支配の動向を描くという、取り扱う主体ごとの構成となっている。本来はこれに従って紹介すべきだが、南北朝期から戦国期までの時期的な広がりがあり、時期ごとの各主体の動向を重ね合わせることで特徴が際立つため、あえて構成からは外れ、次の三つのテーマに区分して紹介させていた。

第一に、南北朝期から足利義満期にかけて、山門の持っていた都市機能を、実行組織の再編成を通じて室町幕府が掌握する過程について（序論、第一部全般、第二部第一章・同第二章前半、第四部第二章）、第二に、第一のテーマで登場した寺社の下部組織と権力との支配関係を切り口に、中世身分制について（第三部全般・第四部第一章）、第三に、都市の集団の組織原理とその近世化について（第二部第二章後半・同第三章）である。

二 本書の要旨

（１）室町幕府による都市機能の掌握

本書における中核をなすテーマであり、序論で研究史と着眼点が以下のようにまとめられている。室町幕府研究の先駆者である

佐藤進一氏は、山門と検非違使の京中支配権限を幕府が吸収し、將軍権力の拠点としての京都の市政権を掌握したと指摘された。^①この研究を起点に、京都支配の観点からは、商業・都市課役をめぐる財政的研究および権力の示威の場としての都市祭礼研究が進められ、朝廷権限の吸収という観点からは、公武関係論研究の進展とともに権限吸収という枠組み自体が再考された。しかし、山門の京都支配を幕府が吸収する過程は明らかでなく、公武関係論では寺社勢力論が欠落しがちであるとして、著者は、京内の山門末社である祇園社・北野社を中心に、幕府と寺社勢力の京都支配に焦点をあてる。

著者の見解は、第四部第二章に示されるように、幕府が末社のトップを將軍家御師職に補任して山門の影響から切り離し、その人物のもとで末社の組織再編を進め、商業や検断など都市機能に関わる下部組織の動向を統制させたというものである。第一部では祇園社、第二部では北野社について、その過程が克明に実証される。

祇園社について主題となるのは、犬神人を通じた山門の実力行使と、幕府侍所の検断との関係である。南北朝期、祇園社は組織的にも社領支配においても山門の強い影響下に置かれ、祇園社の実質的なトップである執行職は天台座主に補任される職であり、山門大衆からの犬神人動員命令の窓口であった(第一部第一章)。これに対処するために、室町幕府は、朝廷の持つ京中の土地支配機能などを先行して掌握した上で、御師職宛に祇園社社領四至を寄進し、山門の影響力を大きく排除した。あわせて執行職・造宮奉行職などの大きな権限が御師職所有者の相伝となる(第一部第

二章)。著者はこれらを精緻に実証し、京中の寺社の「領主権」とは、上位権力により保証・確定されるものと評価される。

北野社について主題となるのは、麴業に従事する西京神人である。朝廷の公祭であった北野祭の復興を通して、幕府は、北野社トップとなる御師松梅院を確立させ、神人に馬上役を負担させ、義満の見物のもとで御鉾巡行を行わせるなど、組織を再編した。朝廷のもとで祭礼の財政に携わっていた大藏省年預も換骨奪胎され、「当社年預」と呼ばれる如く、幕府・北野社の影響下で祭礼に関与する諸職人を統制した。著者はこれらを、義満が北野社の組織を主従関係に収めたと評価される(第二部第一章)。西京神人は、西京への居住と、麴業から北野社への神役納入(それ以外、朝廷などへの酒麴役は免除)とを基準に、地縁・職縁の両面で北野社に強く把握されたことが指摘される(第二部第二章)。

本寺である山門に対しても、山門使節や馬上方一衆などと、幕府と結びつく勢力が内部に楔として打ち込まれ、祭礼復興とセットで賦課や統制を行うという政策が採られている。^②こうした全体像を踏まえ、著者は、京中の直轄支配と全神人の直接掌握を図った後醍醐天皇と対比し、室町幕府が既存の寺社・公家の組織を解体せず再編・利用した点に、大きな特徴を見出す。明徳四(一三九三)年に土倉酒屋役の賦課が実現されるが、著者はこれを、幕府が馬上方一衆を通して山門のみならず「諸寺諸社奉公人」「権門扶持奉公人」全般の把握をめざしたものと評価される。そして、二度にわたる義満の日吉社参詣を、このような公家・武家・寺社の主従制的掌握およびそれらを通じた都市住民の掌握が可視化さ

れた場として位置づける（第四部第二章）。

（2）中世身分制における集団のあり方について

山門系寺社の神人や公人のあり方を究明し、より広い中世身分制の中に位置づけたのが第三部である。

第一章では公人の位置づけが論じられる。すでに稲葉伸道氏が、奈良の寺社公人について、惣寺―政所系列の諸職が従来の職掌を越える活動をした場合に公人と称される（従って公人職という語はない）ことを主張された。著者も、「職」を「収益を内包した官職」と定義する佐藤進一氏の理解に基づき、山門系寺社においても、公人として強訴や検断に関与する場合の得点が固定的でないことから、公人を「職」とは呼べないとする説は成立するとした。一方、「公」人という呼称については、稲葉氏は、かれらが公権力を分有する国家機構に連なるか、一円支配の荘園において検断や公事徴収にあたる（つまり、在地にとって公となる）ことを理由としたが、著者は、公人の動員ルートの検討から、かれらが公文所に帰属することを理由とした。あわせて、寺社外に拠点をもつて活動する多様な神人・非人などの組織化の要として、公文所を重視すべきであると提言する。

第二章では、犬神人に焦点を当て、清水坂非人・犬神人・坂者など多様な呼称であらわれる清水坂の非人集団について、集団を編成する権力や、編成の時期および動機について具体的に検討された。その結果、同じ清水坂非人を母胎としつつも、犬神人は鎌倉新仏教弾圧を機に山門・祇園社によって組織されたこと、坂者は室町幕府の政策で犬神人のコントロールを失った山門により、

再び非人を直接動員するために組織されたことが指摘された。これらのことから、中世の非人は、政治史的動機から、権力によって集団分化させられてゆくという結論が導かれる。史料の少なさと呼称や活動の多様さから、非人集団をめぐる議論は錯綜しがちであるが、著者は、黒田俊雄氏による「非人Ⅱ身分外の身分」「生産の分業からの疎外」という見解を支持し、集団編成の基準を明快にされた。

これらの集団は山門の嗽訴や検断で活動したが、第四部第一章では、活動の起点となる山門集会の「集會事書」を、京都支配との関係で考察する。集會事書が上申とも下達ともつかぬ形式なのは、一揆の正当性に基づく制約を対外的に表明する文書であるゆえだと解し、それが京都支配に用いられたのは幕府に対抗すべく、自らの正当性を強調するためだと指摘する。さらに山門使節の設置で内部に楔を打たれ、満山一揆が不可能になったため、かつては一類凶徒とみなされた閉籠集会の集會事書が、室町後期には一揆の正当性を帯びることになったと評価する。

こうした議論から、非人論や一揆論など、通時代的に捉えられがちな法理が、政治史と不可分であることに改めて気付かされる。

（3）都市における組織原理とその近世化

都市の集団の近世的展開、特に地縁の町共同体への移行過程については、第二部第二章後半で、義満期には地縁・職縁が一致していた北野社七保神人が、戦国期、町や保が他業種の者をも含み地縁性を強めてゆく状況に対して、改めて職縁的に結束し山門との本末関係を頼って座を称したこと、近世には趙業者でなく神職

として神人身分を称したことを指摘する。また、第三部第二章後半でも、戦国期以降の清水坂非人の職能や居住地の分化が示される。

第二部第三章では、地縁的共同体の萌芽に対する都市領主の動向が切り取られる。「百姓」の家屋所有権が拡大し、近世的「家持―借家人」関係に近づいた状況で、家屋の売却という戦国期北野社の特殊な関所検断は、借家人の犯罪によって家持の所有権を失わせる効果をもつものであり、同時期の家屋売買制限とあわせて、領主による所有構造の支配を維持する政策として評価された。

結の第二節では、(1)(2)でみた中世的な幕府―寺社―上層都市住民集団という人的編成によって、室町期を通した上層都市住民の安定と、そのもとでの近世的「家持―借家人」関係の萌芽が生じること、戦国期に上層都市住民の入れ替わりがありつつも相互保障に基づく地縁的共同体が形成されることが、中世から近世への移行の全体的な道筋として描かれる。

三 本書の意義と展望

南北朝・室町期においては、政治・経済・宗教・文化の要素が密接不可分に結びついており、さらにその結びつきを促進あるいは反発させる、各々の要素に固有の論理やメカニズムが存在する。本書は、京都支配について、政治性(各勢力の政策)・宗教性(一揆やケガレなどの宗教的法理)・都市性(商業・流通・検断に関与する集団や被差別民のあり方)それぞれの論理を明快に際立たせて論じられた。本書評では、都市性という観点に絞って展

望を述べさせていただきたい。

従来の中世京都研究では、多様な領主による分権的な土地と住人の把握のあり方を個別に明らかにする一方で、それらの上に立って都市全体を支配・維持する権力については、室町幕府の「京都市政権」という語を具体的に検証することなく用いる傾向があった。本書は、幕府の京都支配を具体的にとらえ、「ひとつの権力体」が、京都の土地と住人を一元的に把握するには困難があるなか、幕府は土地所有・領主権に基づく住人支配を選択せず、いわば既存権力の人員把握方式を利用しながら、つかめるところをつかむ都市支配を選択した」(三七一頁)と結論づけ、土倉酒屋役賦課のように、この方式をもつて都市経済の中核を十分に捕捉し得たことを示す。分権的な中世都市の全体を支配する、一つのあり方を提示したことが、本書の大きな成果である。

前近代都市研究は盛んであるが、日本中世に限らず、都市全体の支配を直接解明するものは少ない。都市法や制度を重視する自由都市論の打破以降、「都市的な要素」を広く捉える視点から、中国や日本の都市研究では部分社会と社会的権力が、ヨーロッパ都市研究では都市儀礼などフィクションを含む精神的一体性の創出が、現在の中心的なテーマとなっている^⑧。

しかし、都市的な要素を発見することは重要だが、それらの要素が一つの場で長期間維持されてこそ、その場は「都市」とみなすことができるのである。そのためには、諸アクターの利害を整序する機能や、インフラや治安維持などの都市全体に対する公共的な機能を担う権力が必要となる。都市全体の支配のあり方の解明が、いずれの地域でも重要な課題なのは、このためである。本

書では、室町幕府による都市民の掌握のあり方を、解明の切り口とされた。以下ではこうした観点から、気づいた点を三点述べさせていただく。

第一に、「京都市政権」の内容と同じく曖昧な面があった、個々の「領主権」の内容について「あくまで寺社とその上位にある権力（評者注　ここでは祇園社と山門、そして祇園社と幕府）によって保証され確定されるものであった」（九七頁）、つまり状況に応じて変化するものとして評価された点が興味深い。

寺社と幕府の関係について、本書では、「公方」論をふまえ、義満が公家・武家・寺家の頂点に立つ政権を形成したと評価し、「將軍が伝奏・山門使節・馬上方一衆・御師職などの新たな役職を、公家・寺社あるいは都市商人・金融業者集団の中に設置することによって、武家―公家、武家―寺社を主従関係により統合する体制」（三五九頁）、つまり「主従関係」の束の一つとして評価される。ただし、その「主従関係」のもたらすものは、きわめて幅広い内容を持ち、当事者どうしの保護―奉仕関係にとどまらず、本来は幕府に寄進権限のない祇園社四至や大政所が寄進されたり、本来は山門が補任すべき寺社内の役職やそれに伴う料所が御師の相伝する所領所職と化したりと、戦略的・集中的に、京都における他勢力の権限の侵害に及ぶものであった。

このような、強力ではあるが、他の勢力の従来の法的権限に対して一方的に不安定をもたらすような関係が、都市「領主権」の法的内容を規定するならば、その影響を受けるアクターはいかなる対処を講じたのか。本書で示唆された「領主権」の変化が、関係するアクターや秩序に対してもたらす結果について、具体的な

究明が望まれる。

第二に、権力による都市住民の組織編成が検討の軸とされている一方で、かれら都市住民が公人・神人・被差別民として担った検断や商業などの実態については、本書では踏み込んだ検討の対象とされていない。しかし、検断や商業は、戦乱・飢饉など、都市の変動をダイレクトに反映する局面であり、都市全体の支配が直面する課題とも密接に結びつく。

都市の変動について、本書では、中近世以降期の西京神人や大神人の組織編成の変化や、地縁共同体の形成を通して触れられている。しかし、義満期に形成された編成と戦国期におけるその変化とをつなげて対比するのは、少し間隔が空きすぎる印象を受ける。それを埋めるのは、都市住民がたずさわった検断や商業からみえてくる変動ではないだろうか。組織編成を軸として組み立てられた本書の議論は、都市の儀礼性や象徴性に偏りすぎないという強みがあるが、同時に、変動を捉えにくいという問題がある。

第三に、本書では、義満期を中心に、幕府が京都末社の組織を確立させ、京都支配から山門の検断や嗽訴が排除されるプロセスを示された。しかしその後、義政期になると、山門は、京都末社の祭祀を盾にとった嗽訴を濫発する。当該時期は疫病や災害が多発しており、都市を疫病から守る御霊会である祇園会・北野祭を延引させないため、幕府は山門嗽訴を全面的に受容せざるを得なかったこと、戦国期にもこうした延引は続くということが指摘されている。

中世後期における嗽訴の終焉、つまり過剰な神威・呪術性から社会が脱却する流れについては、すでに多様な評価があり、それ

は個々の寺社が国家構造に占めた役割とも運動している。ところが、この文脈に逆行するように、都市祭礼は嗾訴を受容せざるを得ない切り札となったのである。いったん制度的に下部組織や財源を確立したはずの末社に対し、山門はどのように都市祭礼の延引を強いたのか、幕府と末社の結びつきはどう変化していたのか。この具体的なプロセスは、本書で示された山門排除のプロセスと対になるものと思われる。

また、この問題は、幕府による都市の全体支配とも関連する。

古代史の都市王権論において、王権は都市と国家の秩序をあわせて維持する公共性を担うものとされ、その具体的な機能として救貧・清掃・祭祀が挙げられているが、この機能は、まったく同一ではないにせよ、中世の都市祭礼においても見受けられる。古代と中世の都市の連続性や、都市の全体支配が担う公共機能を考える上でも、都市祭礼を盾にとった嗾訴に室町幕府が譲らざるを得なかったという問題は、興味深い題材となるのではないだろうか。^⑩以上、都市論という観点から、本書の提示された中世都市支配モデルについて書評をさせていただいた。飛躍した感想に終始してしまったことをお詫びするとともに、本書で扱われたテーマについての議論の活発化と、著者の一層のご活躍を祈念する。

① 佐藤進一「室町幕府論」〔日本中世史論集〕岩波書店、一九九〇、初出一九六三

② 下坂守「中世寺院社会の研究」〔思文閣出版、二〇〇二〕

③ 稲葉伸道「中世寺院の権力構造」〔岩波書店、一九九七〕

④ 黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」〔黒田俊雄著作集六 中世共同体論・身分制論〕法蔵館、一九九五、初出一九七三

⑤ 瀬田勝哉「近世都市成立史序説」〔寶月圭吾先生還暦記念会編「日本社会経済史研究」中世編、吉川弘文館、一九六七〕

⑥ 研究史においても都市全体の支配に対する視点は少ないが、同時代においても、都市全体をさす「洛中洛外」という語が、「領主権力の共有する経済基盤」すなわち賦課の客体という意味にとどまり、都市全体の支配があまり意識されていなかったことがうかがえる。

また京都について、都市全体の支配モデルを提示したものとしては、相互保障を行う地縁共同体を自己抑制的な権力が公として包摂するという仁木宏氏の研究があるが、近世的統一権力の形成過程のものであり、分権性が維持される中世都市のモデルは本書によって初めて提示されたといえる。

⑦ 大黒俊二「都市（民）のアイデンティティをめぐる」〔井上徹他編「東アジア近世都市における社会的結合」清文堂、二〇〇五〕

⑧ 新田一郎「日本中世の国制と天皇」〔思想〕八二九、一九九三）など

⑨ 河内将芳「祇園祭と戦国京都」〔角川学芸出版、二〇〇七〕

⑩ 下坂守「山訴」の実相とその歴史的意義」〔河音能平他編「延暦寺と中世社会」法蔵館、二〇〇四〕。祇園会の神輿の飾りや装束を山門が奪取した例なども挙げられているが、さらに嗾訴に対する諸アクターの意識について踏み込む必要があるかと思われる。

⑪ 河内将芳「祇園祭と戦国京都」〔角川書店、二〇〇七〕

⑫ 桜井英治「室町人の精神」〔講談社、二〇〇九、初出二〇〇二〕

⑬ 榊木謙周「都市王権論の現状と展望」〔史林〕九四一三、二〇一

⑭ 時代や地域を越えてこうした公共性を議論する場合には、中世特有の「公」という語の多様性に鑑み、いったん中世の史料用語から離れて、救貧やインフラといった現代的な公共的機能に限定して議論する

のが有効ではないかと思われる。

(A 5判 三七九頁 二〇一一年九月

東京大学出版会 税別六八〇〇円)

(京都大学大学院法学研究科准教授)